

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

概要版

在宅で子育てされている方も含めたすべての子育て家庭を支援するため、親子が交流できる居場所を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実させます。

事業名	事業内容	指標 (単位)	25年度 実績	31年度 確保方策
延長保育事業	認可保育所や認定こども園等で通常の保育時間を超えて延長保育を実施する事業です。	利用者数	57人	70人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。	月平均利用者数	200人	280人
子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。	年延べ利用者数	未実施	実施を検討
地域子育て支援拠点事業	地域の身近な場所で、乳幼児とその保護者が相互の交流や、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	実施箇所数 年延べ利用者数	4か所 20,194人	4か所 26,704人
幼稚園における一時預かり事業	通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。(幼稚園在園児対象)	年延べ利用者数	未実施	実施を検討
保育所等における一時預かり事業	保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。(未就学児童対象)	実施箇所数	未実施	実施を検討
病児病後児保育事業	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。	年延べ利用者数	35人	486人
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時に有償で子どもを自宅等で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね1歳～10歳までの子どもを持つ保護者です。	利用者数 (就学児童のみ)	12人	90人
利用者支援事業	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	実施箇所数	未実施	実施を検討
妊婦健康診査 (妊婦健康診査費用助成事業)	妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として行う健康診査の費用を助成する事業です。	妊娠届出数	296人	251人 健診回数
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。	訪問数	285人	251人
養育支援訪問事業等	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行う事業です。	実人数	17人	13人

瑞浪市子ども・子育て支援事業計画



1 計画策定の趣旨

平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

瑞浪市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考え方を基本に、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て支援に関する新しい制度のこと、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実などを目指しています。この制度では、消費税の引き上げによる財源を活用して、計画的に子ども・子育て支援の量や質の拡充を図るもので

2 計画の位置づけと期間

この計画は、第6次瑞浪市総合計画に掲げられている「幸せ実感都市 みずなみ～共に暮らし共に育ち 共に創る～」の実現を目指し、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけます。

この計画は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

瑞浪市子ども・子育て支援事業計画 概要版 平成27年3月

発行 瑞浪市民生部社会福祉課 子育て支援室
岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
電話 0572-68-2115（直通）／FAX 0572-68-0294